

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	人事課
委託業務名	新規採用職員研修（前期 2）「障害者差別解消法研修」実施業務
委託業務場所	大津市御陵町
概要	障害者差別解消法について理解を深め、様々な障がいを持つ方とのコミュニケーション方法について実習を交えて学び、来庁される障がいのある方への合理的な配慮の方法を身につけるための研修実施業務
契約期間	令和 3 年 4 月 8 日 から 令和 3 年 4 月 9 日 まで
契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
契約金額	704,000 円
契約の相手方	〔所在地〕東京都千代田区神田三崎町 2-2-6 〔名称〕公益社団法人 日本ケアフィット共育機構
契約相手方の選定理由	<p>当該業者は、サービス介助を専門として長年活動を続けており、障害者差別解消法についての研修会も官公庁・企業問わず多数実施している。</p> <p>また、本業務において、新型コロナウイルス感染症の対策を講じるには、収容人数の大きい研修会場を手配する必要があり、直前まで条件に合致した会場を探していたが最終的に手配することができなかった。そのため、やむを得ず収容人数の小さい研修会場において、回数を増やして実施する必要性が生じた。</p> <p>研修実施日が令和 3 年 4 月 8 日及び 9 日であり、競争入札による業者選定を行う期間が無い場合、緊急を要する場合として随意契約を行うもの。</p>
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。